



Title	Marie-Thérèse Caron,Noblesse et pouvoir royal en France, XIII ^e -XVI ^e siècle,Paris,Armand Colin,1994,349p
Author(s)	佐藤, 猛
Citation	西洋史論集, 2, 61-69
Issue Date	1999-03-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/37421
Type	bulletin (article)
File Information	2_61-69.pdf



[Instructions for use](#)

Marie-Thérèse Caron, *Noblesse et pouvoir royal en France, XIII^e-XVI^e siècle*, Paris, Armand Colin, 1994, 349p.

佐藤 猛

はじめに

フランス史における伝統的な時代区分は、一五世紀までを中世、一六世紀から一八世紀までを近世としており、一四・一五世紀を中世から近世への「過渡期」と位置付けている。このような捉え方は、政治権力構造を分析する場合にも顕著に現れ、とりわけ一四・一五世紀は国家・社会における「封建制から絶対制への移行期」と認識されてきた。我が国においても、この「移行期」におけるフランス国制を問題とする時には、王権主導による「近代国家」の形成過程を跡付けることを最大の課題としてきたために、王権の強化とそれによる封建的貴族権力の打破という側面に研究の重点を置いてきたのである。¹⁾

一三〜一六世紀の貴族と王権との関係を扱った本書は、かかる近代国家形成史に対する鋭い批判を試みたものである。すなわち著者は、これまで否定的にしか取り上げられてこなかった貴族の活動を積極的に評価し、(一)貴族身分の多様性、(二)国王の政策決定に対する貴

族の関与と反応、(三)時代状況に応じて変化する王権行使の様々な局面、という三つの論点からの考察を本書の課題としている。著者によれば、実力を異にする様々な集団から構成されていた貴族身分は、国王の集権化政策に対抗して慣習的・伝統的な自由の保持を強く主張する一方で、王国の軍事・司法・行政機構の大部分を依然として占めていた。また、貴族はたびたび生じる王権の不振(百年戦争、王位継承問題、シャルル六世の精神病)を利用して、特定の家門の利害や「地方分立主義」(particularisme)の要求と深く結びつき、国王の統制から大きく離れるに到ったという。

したがって、前述の三つの論点は、官僚行政の展開に基づく王権の絶対主義化を強調してきた従来までの一三〜一六世紀のフランス国制像に対して、根本的な再検討を迫るものと言えよう。

本書はこのような観点の下に、ルイ九世期からフランソワ一世期までの約三〇〇年に及ぶ期間を叙述している。構成は以下の通りである。

序 文

第一章 国王の裁判と税(一二五九頃〜一三二八年)

第二章 疑惑の時代——反逆の強迫観念(一三二八〜一四〇年)

第三章 混乱の時代、シャルル六世期からシャルル七世期初頭(一三八〇〜一四四〇年)

第四章 不信の時代(一四四〇〜一五三〇年)

結 び 中世末期フランスにおける貴族身分と王政秩序

本書において、著者は以下に挙げる二つの貴族の活動をとりわけ大きく取り上げている。

第一は、王国諸機構への貴族の参入という問題である。一三世紀以降、貴族は国王軍（常備軍を含めた）に加え高等法院・国王顧問会・会計検査院・バイイ・セネシャルなど、王国統治の支柱とも言うべき中央・地方諸機構に数多く進出していた。これらの諸機構に参入することができた貴族は、そこでの官職を世襲・売買するばかりか、王国レベルの政策決定に直接関与することを通じて、家門や地方の利害に即した利益を最大限に引き出そうとしていた。このような状況に到った背景について、著者は主に貴族側の理由として（イ）経済的理由、（ロ）名譽的理由、（ハ）伝統的騎士理念という三点を挙げている。つまり、一般的な経済危機という極めて困難な状況に直面していた貴族にとって、増大する王国諸官職は新たな収入源であると同時に、社会的上昇のための非常に魅力的な手段であった。また、貴族は「主君への奉仕」(service du seigneur)という騎士理念の下で行動してきたために、「国家への奉仕」(service de l'état)という新たな義務にも、個々の利益を優先しつつ順応していったのである。この第一の点は、一三世紀以降における貴族と王権との関係を考察する上での重要な問題を含んでいられると思われるが、ここでは紙面の制約もあるため、紹介者の関心から第二の点について詳しく述べることにする。

第二は、諸侯権力の発展という問題である。一四・一五世紀の諸侯権力は王権伸長の犠牲となり衰退してしまうどころか、これとはまったく反対に著しい領域的發展を遂げ、そこに国王の集権化政策を妨げ

る「国家」的機構を整備していった（「諸侯国家」）。さらに諸侯は、王権に敵対する様々な地方権力（特に中小貴族）を自己の「国家」の保護下に置くと同時に、三部会や国王顧問会において地方の利害を代弁することを通じて、「地方分立主義」を積極的に擁護した。そのため、このような「諸侯国家」の發展を跡付けるとともに、諸侯と王権および中小貴族との関係を問うことは、貴族の活動の再評価にとどまらず、従来、「過渡期」または「移行期」という曖昧な評価しか与えられてこなかった一四・一五世紀のフランス国制像を見直すことにも通じると言うことができる。

したがって、以下ではまず、一において「諸侯権力の發展」を本書に即して概観する。次に、二においては、諸侯が独特の役割を果たした一四・一五世紀の王国政治を、冒頭にあげた三つの論点に即して整理することで、本書全体の紹介にかえることにする。

一

一四世紀以降の貴族は、一三世紀の過程で格段に強化された王権によって、全国・地方三部会の第二身分として召集されていた。しかし、一括りに貴族身分といっても、そこには、政治権力・財力あるいは利害などの点で非常に異なる様々な集団が含まれていた。このような不均質な身分を構成していた王国貴族のなかにおいて、諸侯の権力・實力は抜きん出たのである。

一三世紀以降のフランスにおいて、諸侯(Comte)とは公領・伯領・副伯領といった「称号付き封土」(Comté)を保有する、国王の高級封臣を

指していた。諸侯の封土はしばしば大封土(*grand fief*)と呼ばれていたように、彼らは広大な領域にその支配権を行使することができた。また、カペー家による婚姻政策の結果、一四・一五世紀の大半の諸侯は王家との密接な血縁関係を有していた。このように、諸侯は国王との間に特別な紐帯をとり結んでいたために、王国レベルの政策決定に対しても多大な影響力を及ぼすことができたのである。彼らが支配する広大な所領は大諸侯領(*principauté*)と呼ばれているが、この時代の諸侯を二つの類型に大別することができる。

第一は、一二世紀さらにはそれ以前に授封された封土に起源を持つ諸侯である。フランドル伯・アルトワ伯・アルマニャック伯・フォワ伯・ブルターニュ公・ブルボン公、そして、アキテーヌ公であると同時にギユイエンヌ公として、フランス王の封臣であったイングランド王などの諸侯がこれにあたる。

これらの諸侯は一四世紀以降、その支配領域を著しく拡大した。各諸侯によってその規模は異なるものの、彼らは戦争と経済危機に直面していた中小貴族から、購入・相続・征服などによって多くの領地を獲得していった。例えば、ブルボン公領の他にもクレルモン伯領を保有していたブルボン公ルイ一世(在位一三二七〜四二年)は、再三にわたる相続権の主張によってフォレとボジョレーを、一四〇〇年にはオーヴェルニュ公領をも家領に併合した。また、これらの諸侯は国王が行ってきた方法をモデルとして、大諸侯領に「国家」的機構を整備していった。なかでも、ブルボン公領およびブルターニュ公領の「国家」形成は注目に値する。彼らはまず、後期カペー王朝下における王

国を模範として、上訴制や公専決事件といった裁判制度を導入し、領内の中小貴族の領主裁判権を制限・統制しようとした。大諸侯領の中央行政に関しても、彼らは封臣や親族が構成する顧問会議を頻繁に開催するとともに、文書管理を行う尚書局や財政を監督する会計検査院を創設した。これに伴い、諸侯の役人も大幅に増大し、宮廷は王宮と匹敵するほどの豪華奢侈の様相を帯びていたのである(以上、ブルボン国家およびブルターニュ国家の形成)。一方、その家領に「国家」的機構を整備するに到らなかつたアルマニャック伯やフォワ伯などの南仏諸侯も、王権による再三の禁止を無視して私戦を行い、貴族の伝統的な自由を保持し続けたのであった。

第二の類型は、国王によるアパナージュ政策の結果、新たに誕生した諸侯である。アパナージュ(「国王親族封」*avoué*)とは、王位を相続することができない王弟が、王家の内紛を避けるために、王領の一部を封土として保有したものを指す。これは、ルイ八世(在位一二二三〜二六年)以降のフランス王権が、一七世紀末に至るまで継続して行ってきた政策である。とりわけ、ヴァロワ家のジャン二世が設定したアパナージュは、領域的にも大規模であり、国王は次王シャルル(五世、在位一三六四〜八〇年)の三人の弟に数多くの諸権利を委託した(ジャン・ポワトゥー伯領・ベリー公領・オーヴェルニュ公領、ルイ・アンジュー公領・メーヌ伯領、フィリップ・ブルゴーニュ公領)。さらに国王ジャンは、アパナージュは男子相続人が欠如した場合に王領に再編入される、という規定を明確にすることで、アパナージュ政策に新しい意味を付与した。百年戦争の終結(一四五三年)ま

でに、ヴァロワ王家のアパナージュを保有していた諸侯として、前述の三諸侯に加え、シャルル五世期に誕生したオルレアン公を挙げることができる。彼らが支配する大諸侯領は、そのほとんどが一〇〇年以上も王領に再編入されずに、自律的な発展を遂げていたのである。これらの諸侯もまた、大幅な家領拡大政策を推進した。なかでも、アンジュー公ルイとブルゴーニュ公フィリップはその家領を飛躍的に拡大した。メーヌ伯でもあつたアンジュー公ルイ一世（一三六〇〜八四年）は、一三八〇年にシチリア王妃ジャンヌ・ド・ナポリの養子かつ相続人となつた。そのため、彼女の死後、ルイはシチリア王位およびプロヴァンス伯領を相続することとなつた。こうして、彼の息子ルイ二世がフランス西部と地中海沿岸に拡がるこの莫大な所領を継承し、アンジュー国家を形成したのであつた。また、ブルゴーニュ公フィリップ・ル・アルデイ（在位一三六〇〜一四〇四年）はブランドル伯領の女相続人であるマルグリットと結婚していたために、彼女の死後、ブランドル伯領がブルゴーニュ公領に編入された。さらに、フィリップを継いだジャン・サン・ポール、フィリップ・ル・ボンなどのブルゴーニュ諸公も、アルトワやブラバンといった低地地方をその勢力下に置いていった。このように家領を飛躍的に拡大したブルゴーニュ諸公は、百年戦争期に締結されたトロワの和約（一四二〇年）により、フランス王国の東半分を分割し、ドイツとフランスにまたがるヨーロッパ最強の公国を作り上げたのである（ブルゴーニュ国家）。アパナージュを保有する諸侯らは、王国バイイ管区などの従来までの行財政機構の大半を継承したが、一方では、独自の「国家」的

機構も新設していった。ブルボン公やブルターニュ公と同様に、彼らもまた顧問会議・尚書局・会計検査院などの中央行政機構を整備した。⁽⁴⁾ 司法面においても新たな展開がみられ、たとえば、アンジュー公ルイ一世はアンジューの三カ所とメーヌの一カ所において定期巡回裁判集会(assises)を開催した。その後、彼は王弟ペリー公ジャンと同様に、一三七七年、公領内の上訴法廷である最高法院(Grands Jours)を保持する権利をシャルル五世から獲得したのである。

以上、二つの類型に大別して見てきたように、広大な領域を支配する諸侯によって、王国諸制度を模範とする独自の行政が組織されるに到つた大諸侯領は、「諸侯国家」(Baronies)と呼ばれている。⁽⁵⁾

このような「国家」的領域に成長した大諸侯領に対して、ヴァロワ王権は有効な介入をほとんど実現することができなかった。このことは、司法面において最も顕著に現れる。王権は一三世紀以降行つてきた上訴と国王専決事件の手續きによって、諸侯の裁判権を王国司法体系のなかに組み込もうとした。しかし、多くの諸侯は自己の「国家」内で起きた訴訟がパリ高等法院へ上訴されることを強く拒絶した。それとともに彼らは、国王専決事件が大諸侯領に導入されることにあくまで抵抗し続けたのである。また財政面においても、国王は大諸侯領の領民から王税を徴集する場合には、次章で見られるように、諸侯に対して大幅な優遇措置を取らねばならなかった。さらに、ブルターニュ公ジャン四世（在位一三九〇〜一四四二年）は、ブルターニュ教会に対して国王が保持していた聖職者任命権を最大限に排除しようとしたのである。

このように、諸侯は王権の介入が極めて困難な「諸侯国家」を築き上げ、フランス王国という枠組みのなかに王国内「国家」を形成したのである。このため、王権が著しい不振に陥った一四世紀中葉から一五世紀前半は、諸侯および大諸侯領の全盛期でもあった。著者は、諸侯権力が独特の発展を遂げた一四・一五世紀のフランス王国を、「多中心のフランス」(The France polycentrique)という言葉で表現している。

一五世紀末から一六世紀中葉にかけて、これら的大諸侯領は王権による相続権の行使や購入を通じて王領に編入されるか、アパナーージュであった封土は男子相続人を欠き王国に復帰することとなった。しかし、これらの編入・復帰の過程は決してスムーズに実現したわけではなく、また、大諸侯領が王領に編入された後においても、国王による行政が地方のすみずみにわたり貫徹されることもまったくなかった、という点を著者は繰り返し指摘している。

例えば、ポワトゥー伯領・ベリー公領・オーベルニュ公領をそれぞれアパナーージュとして保有していた王弟ジャンは、男子相続人を残さなかった。このため、これらの三封土は王領に再編入されるべきであった。しかしジャンは、オーベルニュ公領を娘マリイに相続させる権利を、一四〇〇年に国王シャルル六世(在位一三八〇〜一四二二年)から取得していた。その後、マリイはブルボン公ジャン一世と結婚したために、オーベルニュ公領はブルボン国家に併合されたのであった。こうして、この代償として、ブルボン公の家領であったブルボン公領とクレルモン伯領が、新たにアパナーージュとして設定されることとなったのである。また、ブルゴーニュ公が保有していたアパ

ナーージュは、公の親族の間で分割・譲渡されていた。したがって、王権がこのような錯綜した状況下にあったアパナーージュを王国に復帰させるには、長い年月をかけなければならなかった。これと同時に、男子相続人が不在となった直後に、アパナーージュであった封土のすべてが王領に再編入されることも限らなかったのである。

一方、諸侯が整備した行政機構は、王領に編入された後、王国の地方行政としてそのままの形で継承される場合が大半であった。また国王は、大諸侯領下で中小貴族や都市が享受していた慣習的権利や都市特権を、大部分承認していく。このような意味で、一六世紀以降のフランス王権は大諸侯領ごとに非常に多様な政治構造を、王国の地域的多様性という形で受け継いで行かねばならなかったのである。

以上のように、一四・一五世紀の諸侯権力は領域的拡張と行政機構の整備という二つの点において、大きな発展を遂げていた。さらに、この結果形成された「諸侯国家」は後の王国地方行政の直接的な母体となっていた。そのため、一四〜一八世紀までのフランス国制の変容を考察する上で、一四・一五世紀における諸侯の活動を決して軽視することはできないのである。

それでは、このような諸侯権力は実際の王国政治の展開において、どのような役割を果たしたのであるか。次章では、主に王権、諸侯と中小貴族の三者の関係を軸として、王権が著しい不振に陥った一四・一五世紀の王国政治を概観することとする。

二

一四世紀中葉の後半にかけて、それまで漸次的な発展を遂げてきたフランス王権は深刻な不振に陥った。その原因は英仏百年戦争における二度の大敗（一三四六年クレシー、一三五六年ボワティエ）と王位継承問題にあった。カペー家最後の国王であったシャルル四世が男子の相続人を残さずに死去したため、彼の従兄弟にあたるヴァロワ家のフィリップ六世（在位一三二八〜八〇年）が王位を相続することとなった。しかし、シャルルの妹イザベルの夫であったイングランド王エドワード二世の長男エドワード三世がフランス王位を要求した。この要求に対して、王位は男系のみを通じて相続されるという原則から、フィリップは王位継承権を確保したものの、この継承問題の過程で、ヴァロワ家は血統の正統性という支配の根幹に関わる問題に、大きな疑問を投げかけられてしまったのである。

このようなヴァロワ王朝の動揺に乗じて、王権の伸長と経済の全般的危機により困難に立たされた貴族は、国王の統制を大きく離れた様々な行動をとるに到った。まず、封臣として国王に仕えてきた中小貴族のなかには、国王と敵対する諸侯に新たに忠誠を誓い、その保護下に入る者が多く見られた。とりわけ、以前からイングランドとの密接な関係を有していたノルマンディーやブルターニュにおいては、イングランド王の勢力と強く結びつく貴族が現れた。彼らはクレシーの戦いにおいてイングランド軍側で参戦し、軍役のみならず城砦をも提供していた。王国貴族によるフランス王権からのこのような離反傾向は、諸侯レベルにおいていっそう明瞭に現れた。例えば、フランス

大元帥(comes)として国王軍の指揮権を握っていたユー伯ラウル・ド・ブリアンヌもその一人である。フランス王のみならずイングランド王の封臣でもあった伯は、エドワード三世と個別に交渉し、エドワードのフランス王位への推薦と戦略拠点となる城砦の売却を約束していた。アルマニヤック伯やフォワ伯などの南仏諸侯も、百年戦争期において英仏両王に忠誠を誓い、その属す陣営を家門の利益となるように時々の状況に応じて選択して行くのであった(「二股政策」*Jeux double jeu*)。

また、王権が不振に陥ったこの時代には、一三世紀における王権の飛躍的な伸長に対する反動として、王国からの自律性を志向する「地方分立主義」が激しく台頭した。フランス各地の貴族もこの動きと密接に結びつき、地方三部会を活動の拠点として、「古き良き慣習」の名の下に国王の政策に根強く抵抗したのである。そのため、国王が課税の同意を得るために召集する全国・地方三部会は、これ以後、三分による地方特権擁護の機関という性格を強く帯びるようになっていった。こうして、これらの地方割拠が最高潮に達したのは、一三五六年〜五八年にパリで開催された全国三部会においてであった。パリの商人頭エティエンヌ・マルセルとナヴァール王シャルルが率いる三身分は、この議会において、国王役人の権力濫用と不正を糾弾するとともに、王国を聖王ルイ(在位一二二六〜七〇年)の時代の「古き良き状態」へ回帰させるといふ、いわゆる王国改革計画を議題に上らせたのである(「パリの革命」)。このような「地方分立主義」の最大の擁護者となったのは、当時、大諸侯領の自律性を確保せんとしていた諸侯であった。彼らは地方三部会により頻繁な開催を国王に要求すると

もに、王権に対抗する多くの地方貴族を自らの保護下に置こうとしたのである。

このように、深刻な不振に直面したヴァロワ王権は、忠誠義務違反を犯した一部の貴族に対して、裁判抜きに処刑や財産没収といった厳格な処罰を科していった。しかしその一方で、国王は軍役義務を果たした封臣に給金を与えたり、また、貴族の免税特権を徐々に普及するなど、貴族を優遇することによってこの不振を打開しようとした。国王ジャン二世による勲賞騎士団(Ordre de la Toison)の創設(一三五一年)もまた、貴族の忠誠心を復活させるための試みであった。さらに王権は、王国の分裂につながる「地方分立主義」の台頭をいくつかの特殊な政策によって抑制しようとした。この点に関しては、国王ジャン二世による諸政策が注目し値する。ジャン二世は、パリからでは国王の統制が十分には行き届かないいくつかの地方にアパナージュを設定した。これは、各地方に対する国王の支配権を、封土という形で王弟に委託することを通じて、地方の慣習的自律性のある程度は容認しつつも、他面、男子相続人が欠如した場合は王領に再編入するという条件を明記することによって、委託した封土をあくまで王権に繋ぎ止めようとするものであった。そして、次王シャルル五世も、このような「地方政策」としてのアパナージュ政策を継承していったのである。また、国王は「地方分立主義」最大の擁護者であった諸侯に多額の年金を支給した。それとともに、ジャン二世は大諸侯領の領民に課税を行う時、徴税額の四分の一から三分の一をその諸侯に分配するという条件を提示することによって、王税の承認を得ようとしたのである。

これらの政策の成果は、シャルル五世の治世後半期において徐々に現れてきた。シャルルの宮廷には、大部分が国王に忠実な中小貴族から構成されるマルムゼ(Malmouse)と呼ばれた国王顧問官たちが結集した。こうして、マルムゼの一人であったベルトラン・デュ・ゲクランが率いた再征服軍は、イングランド王の大陸所領の奪回に成功したのである。

このように、一三七〇年代においてその安定を取り戻したかにみえたヴァロワ王権であったが、次王シャルル六世期には一三七一―一六世紀を通じて最大の危機を経験せねばならなかった。というのは、シャルル六世は一三九二年に狂気の精神病に襲われ、統治不能に陥ってしまったからである。このため、旧来からの諸侯に加え、ジャン二世期において新たに誕生した諸侯が王国政治を支配することとなった。つまり、ジャン二世以降行われてきた「地方政策」としてのアパナージュ政策は、予期せぬ結果をもたらすこととなったのである。

諸侯らはシャルル五世期に活躍したマルムゼを王宮から追放し、王国最高の政策決定機関である国王顧問会を意のままに操った。例えば、諸侯は王宮の様々な役職や高等法院の司法官職などに、自らの封臣や親族を数多く任命した。王国の地方行政の要であるバイイとセネシャルの選任に関しても、諸侯間のみでの協議が行われ、彼らは自らの大諸侯領の境界付近に、それぞれの封臣や近親者を配置しようとした。さらに、諸侯は王国財政をもその監督下に置こうとした。とりわけ、彼らは種々の年金を大幅に増額するとともに、大諸侯領に対する国王の課税を承認する代償として行われる優遇措置を最大限に利用し

た。こうして、シャルル六世の叔父であるブルゴーニュ公フィリップや同じく叔父であったルイを継承したアンジュー公ルイ二世は、国王の名で公領に課された援助金(*subsidie*)や塩税(*gabelle*)などの王税のほぼ全額を確保するに到った。このように、国王顧問会を支配した諸侯は国王の実質的不在という異常事態を利用して、王国の行財政に多大な影響力を及ぼしたのである。

一方、中小貴族はその支配権の正当性を最終的に証明する最高封主Ⅱ王権の欠如という状況下で、進んで諸侯の保護を求めていった。諸侯もまた、国王の政策をモデルとして多くの中小貴族をその庇護下に引きつけようとした。諸侯は自らと国王の双方に忠誠を誓っていた貴族に年金を支給したり、奉仕の見返りに給金を与えることによって、その結びつきを一層強めようとした。諸侯の中には、俸給制の騎士団を創設する者も現れた。これらを通じて「地方分立主義」の擁護者を自任するようになった諸侯は、多くの貴族をその保護下に置くとともに、王国・王権からの自律を志向する強大な大諸侯領Ⅱ「諸侯国家」を形成していったのである。

以上のように、一四世紀中葉から一五世紀中葉にかけてのヴァロワ王権は、百年戦争での大敗、王位継承問題、さらにはシャルル六世の精神病などの原因によって、著しい不振に陥っていたのである。この結果、王国貴族が国王の統制から大きく離反していくとともに、フランス各地において「地方分立主義」が激しく台頭した。このような状況のなかで、諸侯は中小貴族を積極的に自己の「国家」の保護下に置き、「地方分立主義」を強く擁護するという役割を果たしたのである。

結び

以上、冒頭で述べた三つの論点からも明らかのように、著者は王権が主導する「近代国家」の形成を追求する立場に対して、封建貴族による伝統的・慣習的自由の保持、ならびに、国王の統制から逸脱した様々な行動を再評価する立場に立っている。とりわけ、本紹介において中心的に取り上げた「諸侯国家」の発展と「地方分立主義」の台頭という二つの問題のなかに、一四・一五世紀における貴族と王権の独特の關係を見出した点が本書の最大の特徴である、と言うことができる。

我が国のフランス史研究においても、絶対王政に対する伝統的な理解が根本的に修正されている。「絶対主義国家」は表面的には中央集権的な国家体制をとりながらも、その内部においては、伝統的な社会構造に強く規定され、王権は諸社会集団の自由を容認することによって初めてその支配を維持することができたのである。この結果、国王による集権化政策または官僚行政による王権の一元的支配といった角度からのアプローチが、アンシャン・レジーム期における政治権力構造の分析にはもはや適合しないことが明らかにされてきた。このような研究動向は、官僚制的近代国家への「過渡期」または「移行期」と捉えられてきた一四・一五世紀のフランス国制に関しても、新たな視点として多様な観点から、従来の理解を再検討する必要性を強く喚起している。

このような意味で、貴族の活動の再評価という全体的な視点の下で、王権と諸侯の様々な関係、ならびに、大諸侯領の「国家」的發展という点に重心を置いた本書は、大きな意義を持っている。また、そ

ここで示された「諸侯国家」と「地方分立主義」の問題は、革命前夜さらには現代に至るまでのフランスを特徴付ける「地域的多様性」を議論する上での重要な観点を含んでいる。したがって、本書は一四・一五世紀の国制という枠内にとどまらない広い射程を持つと言えよう。

註

(1) このような立場に立つ代表的な研究として、木村尚三郎「フランス封建王政、その確立過程、帰結」『史学雑誌』第六四編第一〇号、一九五五年)、同「フランス封建王政の時代的下限」『史学雑誌』第六五編第三号、一九五六年)、同「古典的封建制から絶対制へ」『歴史学研究』第二四〇号、一九六〇年)。また、これとは力点を異にするが、「国家権力」および王権の発展過程を段階的に捉える立場からは、一四・一五世紀のフランスに「身分制国家」(等族王政)の段階を設定しようとする見解もある。代表的な研究として、堀米庸三「西洋中世世界の崩壊」(岩波全書、一九五八年)、高橋清徳「補論／フランス(身分制国家)論」(『中世史講座5』学生社、一九八五年)、その他、高橋氏の身分制議会に関する諸論文。

(2) 著者であるキヤロン女史は、シャルル・ド・ゴール・リール第二大学の名誉教授(professeur émérite)。主要著書として、ブルゴーニュ貴族を扱った研究『*La Noblesse dans le duché de Bourgogne à la fin du Moyen Age, 1315-1447*』Lille, 1987がある。また、著者はフランス内外で行われた多数のシンポジウムに参加しているが、その一つとして、一九八四年以降フランスの国立科学研究センター(CNRS)が提起している『近代国家の生成 (genèse de l'état moderne)』を上げる事ができる。著者はその第七プロジェクト「国家と貴族制 一二〜一七世紀におけるフランス、イングランド、スコットランド」(一九八六年)におおて報告を行っている(M. Th. Caron, *La fidélité dans la noblesse bourguignonne à la fin du Moyen Age*, Ph. Contaminé(éd.), *l'état et les aristocrates. XVII^e siècle France, Angleterre, Ecosse*, Presses de l'École Normale Supérieure, 1989)。

(3) 我が国においても、この時代の国王軍を扱った研究として、シャルル七世が一四四五年に創設した常備軍である勅令隊(Compagnies d'ordonnance)を取り上げた佐藤賢一「一五世紀後半のフランスにおける勅令隊―「軍事社会」論をめぐって―」(東北史学会編『歴史』第七九輯、一九九二年)がある。これによれば、勅令隊における多くの軍事官職は高級貴族によって占められ、その兵士の大部分は中小貴族から構成されていた。そのため佐藤氏は、国王の勅令隊は貴族の支配する軍隊であり、必然的にそれが行う戦争もしばしば国王の統制が及ばない王国貴族の利害によって左右されていた、という点を強調している。

(4) 我が国においても、ブルゴーニュ国家の財政政策を扱った研究として、畑奈保美「ブルゴーニュ時代初期(一四世紀末―一五世紀初頭)におけるフランドル四者会議」(『西洋史研究』新輯第二三号、一九九四年)、同「一四〇八年フランドルにおける租税割当比率の改定」(東北史学会編『歴史』第八七輯、一九九七年)がある。

(5) 一四・一五世紀の諸侯が王国をモデルとして、その家領に「国家」的機構を整備していたという点は、フランス史学においては、本書の刊行以前から指摘されている。なかでも、この時代における諸侯権力の発展にいち早く注目するとともに、「諸侯国家」という概念を積極的に用いている研究者の一人として、A・ルゲの名前を挙げる事ができる(Aleguati, Les «Etats» princiers en France à la fin du Moyen Age, *Annali della Fondazione italiana per la storia amministrativa*, 1967, id., *Royauté et principauté en France aux XIV^e-XV^e siècles: l'évolution de leurs rapports au cours de la guerre de Cent Ans*, *Le Moyen Age*, 1995, No. 1)。

(6) 「絶対王政像の再検討」に関しては、我が国においても数多くの研究が発表されているが、ここでは、その全体的な展望を示すとともに、「社会的結合関係の観点から絶対王政の権力構造に鋭く迫った論考である二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」(吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』木鐸社、一九七九年)を挙げておく。